

別記第1号様式（第4条関係）

安八町長 様

申請年月日

年 月 日

安八町清流の国ぎふ移住支援金交付申請書

次のとおり、安八町清流の国ぎふ移住支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

(1) 申請者情報

フリガナ		性別	生年月日
氏名	(印)		年 月 日
現住所	〒	電話番号	
メールアドレス	@		

(2) 同居の家族等以外の連絡先^{※1}

フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒	続柄	

※1：申請者本人及び同居の家族等に連絡が取れない場合に、問い合わせが可能な連絡先をご記入ください。（別居している血縁者、親戚、就業先の担当者等）

2 移住支援金の内容

世帯区分	単身	2人以上		
2人以上世帯の場合は、同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）	人			
2人以上世帯で、18歳未満の世帯員（※申請日の属する年度の4月1日時点において）を帶同して移住した場合、18歳未満の世帯員の人数			人	
就業・起業の種類	就業（新規 ^{※2} ）	就業（継続 ^{※3} ）	就業（テレワーク ^{※4} ）	起業

※2：県内に事業所を有する法人等に就業する者

※3：県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、県内から通勤するもの

※4：県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、県内においてテレワークを行うもの

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※5}

備考1「安八町清流の国ぎふ移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「安八町清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して安八町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して転入した。	A. 自らの意思である	B. 自らの意思でない
県又は安八町が実施する移住定住施策への協力について（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、清流の国ぎふ暮らしセミナーの講師等）	A. 協力する	B. 協力しない
移住支援金の交付申請時から移住5年までの各年、現況調査に応じること。	A. 応じる	B. 応じない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいざれかの在留資格を有するものである。	A. 該当する	B. 該当しない

※5：各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

裏面もご記入ください。

4 直近5か年の居住歴^{*6}

期間	住所
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	

※6：記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に期間と住所を記載の上、申請書に添付してください。

5 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
預金種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人（漢字）		

※7：申請者と同一名義の口座を記入してください。

※8：ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

[備考1] 安八町清流の国ぎふ移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 安八町から安八町清流の国ぎふ移住支援金（以下「移住支援金」という。）に関する報告及び立入調査について求められた場合は、これに応じます。
- 2 次の場合には、安八町清流の国ぎふ移住支援金要綱に基づき、移住支援金の全額（（4）にあたっては半額）を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - (2) 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
 - (3) 移住支援金の交付申請の日から3年未満で安八町外へ転出したとき。
 - (4) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に安八町外へ転出したとき。
 - (5) 移住支援金の交付申請の日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞し、又は廃業したとき（離職又は廃業後3月以内に、再度当該要件を満たす職に就業し、又は企業した場合を除く。）。

[備考2] 安八町清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い

安八町は、安八町清流の国ぎふ移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために安八町が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、安八町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。